

保育所の各種変更届について

運営規程の変更や、施設長の変更、規模構造の変更等については、県への届出のほか、子ども・子育て支援法施行規則第33条の規定により、特定教育・保育施設等の確認を行った市町村への届出も必要ですので、ご注意ください。

<根拠法令等>

児童福祉法施行規則第37条第5項
茨城県保育所設置認可等要綱

<変更様式等>

変更事項	該当様式(届出期限) 添付書類	届出期限
名称及び位置	様式8号 理事会等の議事録写し	変更後1月以内
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	様式第9号 (1)規模構造変更調書(別紙9) (2)最低基準調書(別紙10) (3)配置図及び平面図(建築士等の作成した図面であること。配置図には屋外遊戯場を表示し、平面図には各部屋ごとに面積を表示すること。) (4)建築基準法の規定による建築確認申請書の写し(同法の適用を受ける場合に限る。)	あらかじめ
運営の方法(事業の運営についての重要事項に関する規定)	様式第10号 事業の運営についての重要事項に関する規程(変更後)	あらかじめ
設置法人の名称、所在地及び代表者	様式第8号(変更後1月以内) ※法人の理事長変更も含む 法人登記簿謄本の写し	変更後1月以内
経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴	様式第11号(あらかじめ) 施設長の変更:履歴書、保育士証若しくは所長研修会等の修了証書の写し、理事会等の議事録の写し	あらかじめ

※届出期限を過ぎた場合には、遅延理由書を添付して下さい。

認可定員と利用定員を両方変更したときは?	第10号様式により、両方記載してください。添付書類は、理事会議事録(認可定員の変更を諮った議事録)、変更後の運営規程、最低基準調書(別紙10)及び配置図・平面図となります。
認可定員のみ変更したときは?	第10号様式により、理事会議事録(認可定員の変更を諮った議事録)、最低基準調書(別紙10)及び配置図・平面図を添付してください。運営規程の添付は不要です。
利用定員は、合計が変わらなくても、変更届の提出は必要か?	運営規程の内容を変更した場合には、必要です。なお、利用定員は、その年度の年齢別の入所者数等に併せて変更する必要はありません。
園の開所時間や休園日の変更はどのように報告するのか?	運営規程に記載されている事項の変更は、運営規程の変更届の提出としてください。なお、「2変更の理由」欄に、開所時間の変更 など変更の項目を記載してください。
運営規程に記載されていない事項の変更(給食の提供を自園調理から委託への変更等)の場合、どの様式を使うのか?	第10号様式により、提出してください。この場合、運営規程の添付は不要です。
主食代の変更等、保護者負担額を変更する場合にも必要か?	運営規程に記載されている事項の変更になるため、必要です。なお、保護者から徴収する費用については、全て運営規程に記載する必要が有ります。
職員数が変わる場合、変更届の提出は必要か?	運営規程に記載する職員の員数が変わる場合には、必要です。なお、運営規程に記載する職員数は、園の定員であり、必ずしも常に実人員と一致している必要はありませんが、例えば、恒常的に一致していない場合には、運営規程の変更を行ってください。但し、重要事項説明書については、必ず実人員で記載の上、説明を行ってください。
運営規程に記載する職員の員数の変更が必要な場合は?	これまで記載していない役職(事務長等)を設定する場合や、定員の見直しにより、必要保育士数等が変更する場合に必要なと考えられます。
主任保育士の変更について、届出は不要となったのか?	主任保育士加算の認定が市町村になったことから、県では変更の届出は求めません。県に対しては、園長の変更のみ提出してください。なお、市町村においては、主任保育士を常に把握する必要が有ります。
3歳児室と5歳児室を変更する場合、規模構造変更届の提出は必要か?	単に保育室の用途を変更する場合には、県への届出は不要です。但し、保育室を乳児室・ほふく室とする場合(逆も同様)には、提出が必要です。なお、市町村においては、入所決定に必要な情報として、保育室の用途を把握しておいてください。
園庭を拡張するため、隣地を購入したが、届出は必要か?	規模構造変更届により提出が必要です。なお、法人の基本財産とする場合には、別に、社会福祉法人の所轄庁へ、定款変更の届出を行ってください。
園舎の建て替えや増築等に併せて、定員を変更した場合、規模構造変更届と定員変更届を両方提出するのか?	第9号様式(規模構造変更届)と第10号様式(運営の変更届)を併せて提出してください。なお、定員変更の際に、第10号様式の添付書類としてに必要な最低基準調書(別紙10)及び配置図・平面図については、規模構造変更届添付されているので省略してください。

※定員の変更については、茨城県保育所設置認可等要綱様式第10号および県通知様式第2号(特定教育・保育施設利用定員変更届出書)を提出すること。